| 府地域防災計画（平成26年3月） | 今回変更 |
| --- | --- |
| 第１章　総 則  （略）  第２章　東海地震注意情報発表時の措置  （略）    第３章　警戒宣言が発せられた時の対応措置  　防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講ずべき事前の対策を進めるものとする。  第１　東海地震予知情報等の伝達  （略）  第２　警戒態勢の確立  防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで又は警戒宣言の解除が発せられるまでの間、警戒活動を行う。  但し、東海地震と東南海･南海地震が同時又は連続して発生する恐れもあることから、警戒宣言の解除が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。  １　組織動員配備体制の確立  (1)　府は、大阪府災害警戒本部を設置する。市町村は、震度予想や地域の実情に応じて、府に準じた組織体制をとる。  (2)　府及び市町村は、必要な動員配備体制をとる。  (3)　その他防災関係機関は、災害対策（警戒）本部を設置し、動員配備を行う。  (4)　情報交換を通じて関係機関相互の連携を強化し、必要に応じて協力要請する。  (5)　実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資機材等の準備、点検を行う。  ２　消防・水防～５　ライフライン  （略）  ６　危険箇所対策  (1)　府及び市町村は、地震時において土砂災害等が予想される危険箇所に対して、巡視点検を行う。  (2)　原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される山崩れ等危険箇所に係る住民については、市町村長は、府警察等の関係機関と連携し、あらかじめ指定した避難所に事前避難させる。  ７　社会秩序の維持, ８　多数の者を受入れる施設  （略）  第３　住民等に対する広報  （略） | 第１章　総 則  （略）  第２章　東海地震注意情報発表時の措置  （略）    第３章　警戒宣言が発せられた時の対応措置  　防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講ずべき事前の対策を進めるものとする。  第１　東海地震予知情報等の伝達  （略）  第２　警戒態勢の確立  防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで又は警戒宣言の解除が発せられるまでの間、警戒活動を行う。  但し、東海地震と東南海･南海地震が同時又は連続して発生する恐れもあることから、警戒宣言の解除が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。  １　組織動員配備体制の確立  (1)　府は、大阪府災害対策本部を設置する。市町村は、震度予想や地域の実情に応じて、府に準じた組織体制をとる。  (2)　府及び市町村は、必要な動員配備体制をとる。  (3)　その他防災関係機関は、災害対策（警戒）本部を設置し、動員配備を行う。  (4)　情報交換を通じて関係機関相互の連携を強化し、必要に応じて協力要請する。  (5)　実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資機材等の準備、点検を行う。  ２　消防・水防～５　ライフライン  （略）  ６　危険箇所対策  (1)　府及び市町村は、地震時において土砂災害等が予想される危険箇所に対して、巡視点検を行う。  (2)　原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される山崩れ等危険箇所に係る住民については、市町村長は、府警察等の関係機関と連携し、あらかじめ指定した指定避難所に事前避難させる。  ７　社会秩序の維持, ８　多数の者を受入れる施設  （略）  第３　住民等に対する広報  （略） |

| 府地域防災計画（平成26年3月） | 今回変更 |
| --- | --- |
| （新規追加） | 第１章　総 則  第１　推進計画の目的  　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下、「南海トラフ特措法」という。）第５条第２項の規定により、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定め、当該地域における地震・津波防災体制の推進を図ることを目的とする。  第２　推進地域  　南海トラフ特措法第３条第１項の規定に基づき指定された府の推進地域は、以下の42市町村である。（平成26年３月31日内閣府告示第21号）  大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡島本町、豊能郡豊能町、泉北郡忠岡町、泉南郡熊取町、同郡田尻町、同郡岬町、南河内郡太子町、同郡河南町、同郡千早赤阪村  第３　防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱  　府に係る地震・津波防災に関し、府・市町村をはじめとする防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、「総則　第３節　防災関係機関の基本的責務と業務大綱」に掲げる事務又は業務とする。  第２章　地震発生時の応急対策等  第１　組織  　地震が発生し、又は発生のおそれがある場合には必要な組織動員をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意することとし、その体制については、「災害応急対策　第１章　活動体制の確立」によるものとする。  第２　地震発生時の応急対策  　地震発生時の応急対策については、「災害応急対策　第１章　活動体制の確立～第８章　社会環境の確保」によるものとする。  第３章　津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項  第１　津波からの防護  　津波からの防護については、「災害予防対策　第３章　災害予防対策の推進」によるものとする。  第２　円滑な避難の確保  　津波からの円滑な避難の確保については、「災害応急対策　第２章　情報収集伝達・警戒活動」「災害応急対策　第４章　避難行動」によるものとする。  第３　迅速な救助に関する事項  　迅速な救助については、「災害応急対策　第３章　消火、救助、救急、医療救護」「災害応急対策　第５章　交通対策、緊急輸送活動」によるものとする。  第４章　防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項  　防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項については、「災害予防対策　第２章　地域防災力の向上」「災害応急対策　第２章　情報収集伝達・警戒活動」によるものとする。  第５章　地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項  　地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項については、「地震防災緊急事業五箇年計画」及び「新・大阪府地震防災アクションプラン」によるものとする。（「災害予防対策　第３章　災害予防対策の推進　第２節　地震災害予防対策の推進」参照） |

| 府地域防災計画（平成26年3月） | 今回変更 |
| --- | --- |
| この編は、第１節から第７節までの事故等災害に限定した災害応急対策を定める。なお、記載事項以外の対応やその他の都市圏特有の事故についても、防災関係機関は、災害の態様に応じ、「災害応急対策」を準用し、相互に連携し、被害情報の収集･連絡、避難誘導、災害広報、消火・救急・救助、医療救護活動、被害の拡大防止対策、広域応援等の応急対策を講ずる。  第１節　海上災害応急対策  防災関係機関は、大阪湾沿岸及びその地先海域において、タンカー及び貯油施設等の事故により、大量の油、危険物、高圧ガス及び毒物劇物等（以下「危険物等」という。）の流失や火災が発生し、又は発生のおそれのある場合に、その拡大を防止し被害の軽減を図るため各種対策を実施する。  なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。  第１　府の組織動員  府は、大規模な海上事故等による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎょ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。  １　組織体制及び動員配備体制  (1) 大阪府防災・危機管理警戒班の活動開始～(3) 大阪府防災・危機管理警戒本部の設置  （略）  (4)　大阪府災害対策本部及び大阪府災害対策本部地域連絡部の設置  知事は、次の設置基準に該当する場合には、大阪府災害対策本部及び大阪府災害対策本部地域連絡部を設置すると同時に、該当する地域に同本部地域連絡部を当該府民センタービル内に設置する。  ア　設置基準  （ア）防災・危機管理対策指令部が災害情報により、府域及びその周辺において社会的影響が大きいと認められる程度の大規模な海上事故等による災害が発生したと判断したとき  （イ）その他知事が必要と認めたとき  イ　廃止基準～オ　地域連絡部の所掌事務  （略）  ２　動員配備体制  （略）    第２　通報連絡体制  事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。  １　通報系統    発見者  事故船舶  関係事業者  第五管区海上保安本部  保安部署  関係市町  府警察  府警察  漁業協同組合  漁業協同組合  船舶  船舶  海上自衛隊  近畿地方整備局  近畿運輸局  消防庁  消防庁  大阪府危機管理室  大阪府危機管理室  関係市町  海上自衛隊  大阪海上保安監部  関西空港海上保安航空基地  海上保安庁    ２　通報事項  （略）    第３　事故発生時における応急措置, 第４　事故対策連絡調整本部の設置  （略）    第２節　航空災害応急対策  府、地元市町村をはじめ防災関係機関は、航空機の墜落等による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急対策を実施する。  なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。  第１　府の組織動員  府は、大規模な航空事故による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎょ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。  １　組織体制及び動員配備体制  (1)　大阪府防災・危機管理警戒本部の設置  防災・危機管理対策指令部長は、次の基準に該当する場合には、知事の指示により、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。  ア　設置基準～エ　地域警戒班の活動開始  （略）  (2)　その他  その他の組織体制及び動員配備体制は、第１節海上災害応急対策に準じる。  第２　大阪国際空港  （略）  別図１〔連絡系統図　大阪国際空港〕    (注)　事故の発生場所、態様及び規模により連絡先を選定する。  大阪国際空港で航空災害が起こった際の連絡系統図  ６　応急活動  防災関係機関は、被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、主として次に掲げる応急活動を実施する。  (1)　新関西国際空港株式会社  ア　消火・救助・救急活動  イ　救護地区の設置及び医療資機材の配置（空港施設内の場合）  ウ　救護地区及び事故現場周辺等の警備（空港施設内の場合）  エ　負傷者数及び搭乗者の把握  オ　遺体仮収容所の設置（空港施設内の場合）  カ　臨時ヘリパット、ヘリ飛行ルートの選定  キ　避難誘導（空港施設内の場合）  (2)　大阪空港事務所～(4)　府警察  （略）  (5)　地元市  ア　消火・救助・救急活動  イ　救護地区の設置  ウ　避難勧告・指示・誘導  エ　遺体収容所の設置  (6)　医療関係機関～(9)　大阪国際空港消火救難隊（空港施設内の場合）  （略）  第３　関西国際空港    （略）    別図２　〔連絡系統図　関西国際空港〕  (注)事故の発生場所、態様及び規模により連絡先を選定する。      ６　応急活動  防災関係機関は、被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、主として次に掲げる応急活動を実施する。  (1)　新関西国際空港株式会社  （関西国際空港緊急計画の対象範囲内の場合）  ア　消火・救助・救急活動（避難誘導を含む。）  イ　救護地区の設置及び医療資器材の配置  ウ　救護地区及び事故現場周辺等の警備  エ　連絡橋及び制限区域内への入場制限  オ　負傷者数及び搭乗者の把握  カ　遺体仮収容所の設置  キ　制限区域内の誘導  ク　救助用船の手配  (2)　関西空港事務所～(5)　府警察  （略）  (6)　地元市町  ア　消火・救助・救急活動  イ　救護地区の設置  ウ　避難勧告・指示・誘導  エ　遺体収容所の設置  (7)　医療関係機関, (8)　日本赤十字社大阪府支部  （略）  (9)　西日本電信電話株式会社大阪南支店  　　　　通信手段の確保  (10)　関西国際空港消火救難協力隊  （関西国際空港緊急計画の対象範囲内の場合）  （略）  第４　八尾空港  （略）  第５　その他の地域    空港及びその周辺以外の地域において災害が発生した場合には、府、市町村をはじめ防災関係機関は、空港事務所と緊密な連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。  別図３〔連絡系統図　八尾空港〕    第３節　鉄道災害応急対策  鉄軌道事業者及び府、市町村その他の防災関係機関は、列車の衝突等の大規模事故による災害が発生した場合には、相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。  なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。  第１　府の組織動員  （略）  第２　情報収集伝達体制  大規模事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達は、次により行う。    １　情報収集伝達経路  (1)　鉄道事業者  （略）  (2)　軌道事業者  府警察  消防庁  軌  道  事  業  者    運輸局  市町村  消防本部  大阪府  道路環  境課  危機管  理室  ２　収集伝達事項  （略）  第３　鉄軌道事業者の災害応急対策  （略）  第４節　道路災害応急対策  （略）    第５節　危険物等災害応急対策  防災関係機関は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危害防止を図る。  なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。  第１　府の組織動員  （略）  第２　危険物災害応急対策  １　通報連絡体制  （略）  ２　市町村、府  (1)　市町村（消防本部及び消防署を置かない市町村の場合は府）は、関係機関と密接な連絡をとるとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講ずる。  (2)　市町村（消防本部及び消防署を置かない市町村の場合は府）は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、災害の拡大を防止するため、自衛消防組織等による災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携等必要な措置を講ずるよう指導する。  (3)　市町村は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。  ３　府警察  （略）  ４　事業者  (1)　危険物による大規模な事故が発生した場合、市町村（消防本部及び消防署を置かない市町村の場合は府）にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。  (2)　危険物による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。  第３　高圧ガス災害応急対策～第６　管理化学物質災害応急対策    （略）  第６節　高層建築物、地下街、市街地災害応急対策    （略）    第７節　林野火災応急対策  市町村をはじめとする防災関係機関は、林野において火災が発生するおそれがある場合は、火災警戒活動を実施する。大規模な林野における火災が発生した場合には、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火活動等を実施するものとする。また、関係機関は、迅速かつ組織的に対処し人家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。  なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。  第１　府の組織動員～第３　防災関係機関等の活動体制    （略）  第４　火災通報等  １　通報基準    （略）  ２　通報連絡体制  林野における火災の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。  林野火災時の通報系統図  第５　火災の警戒    （略） | この編は、第１節から第７節までの事故等災害に限定した災害応急対策を定める。なお、記載事項以外の対応やその他の都市圏特有の事故についても、防災関係機関は、災害の態様に応じ、「災害応急対策」を準用し、相互に連携し、被害情報の収集･連絡、避難誘導、災害広報、消火・救急・救助、医療救護活動、被害の拡大防止対策、広域応援等の応急対策を講ずる。  第１節　海上災害応急対策  防災関係機関は、大阪湾沿岸及びその地先海域において、タンカー及び貯油施設等の事故により、大量の油、危険物、高圧ガス及び毒物劇物等（以下「危険物等」という。）の流失や火災が発生し、又は発生のおそれのある場合に、その拡大を防止し被害の軽減を図るため各種対策を実施する。  なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。  第１　府の組織動員  府は、大規模な海上事故等による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎょ、被害の軽減等、災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。  １　組織体制及び動員配備体制  (1)　大阪府防災・危機管理警戒班の活動開始～(3)　大阪府防災・危機管理警戒本部の設置  （略）  (4)　大阪府災害対策本部及び大阪府災害対策本部地域連絡部の設置  知事は、次の設置基準に該当する場合には、大阪府災害対策本部を設置すると同時に、該当する地域において同本部地域連絡部を当該府民センタービル内に設置する。  ア　設置基準  （ア）防災・危機管理指令部が災害情報により、府域及びその周辺において社会的影響が大きいと認められる程度の大規模な海上事故等による災害が発生したと判断したとき  （イ）その他知事が必要と認めたとき  イ　廃止基準～オ　地域連絡部の所掌事務  （略）  ２　動員配備体制  （略）    第２　通報連絡体制  事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。  １　通報系統    発見者  事故船舶  関係事業者  第五管区海上保安本部  堺海上保安署  岸和田海上保安署  関係市町  府警察  府警察  漁業協同組合  漁業協同組合  船舶  船舶  海上自衛隊  近畿地方整備局  近畿運輸局  消防庁  消防庁  大阪府危機管理室  大阪府危機管理室  関係市町  海上自衛隊  大阪海上保安監部  関西空港海上保安航空基地  海上保安庁    ２　通報事項  （略）    第３　事故発生時における応急措置, 第４　事故対策連絡調整本部の設置  （略）    第２節　航空災害応急対策  府、地元市町村をはじめ防災関係機関は、航空機の墜落等による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急対策を実施する。  なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。  第１　府の組織動員  府は、大規模な航空事故による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎょ、被害の軽減等、災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。  １　組織体制及び動員配備体制  (1)　大阪府防災・危機管理警戒本部の設置  防災・危機管理指令部長は、次の基準に該当する場合には、知事の指示により、大阪府防災・危機管理警戒本部を設置する。  ア　設置基準～エ　地域警戒班の活動開始  （略）  (2)　その他  その他の組織体制及び動員配備体制は、第１節海上災害応急対策に準じる。  第２　大阪国際空港  （略）  別図１〔連絡系統図　大阪国際空港〕    (注)　事故の発生場所、態様及び規模により連絡先を選定する。  大阪国際空港で航空災害が起こった際の連絡系統図  ６　応急活動  防災関係機関は、被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、主として次に掲げる応急活動を実施する。  (1)　新関西国際空港株式会社  ア　消火・救助・救急活動  イ　救護地区の設置及び医療資機材の配置（空港施設内の場合）  ウ　救護地区及び事故現場周辺等の警備（空港施設内の場合）  エ　負傷者数及び搭乗者の把握  オ　遺体仮安置所の設置（空港施設内の場合）  カ　臨時ヘリパット、ヘリ飛行ルートの選定  キ　避難誘導（空港施設内の場合）  (2)　大阪空港事務所～(4)　府警察  （略）  (5)　地元市  ア　消火・救助・救急活動  イ　救護地区の設置  ウ　避難勧告・指示・誘導  エ　遺体安置所の設置  (6)　医療関係機関～(9)　大阪国際空港消火救難隊（空港施設内の場合）  （略）  第３　関西国際空港    （略）    別図２　〔連絡系統図　関西国際空港〕  (注)事故の発生場所、態様及び規模により連絡先を選定する。  関西国際空港で航空災害が起こった際の連絡系統図    ６　応急活動  防災関係機関は、被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、主として次に掲げる応急活動を実施する。  (1)　新関西国際空港株式会社  （関西国際空港緊急計画の対象範囲内の場合）  ア　消火・救助・救急活動（避難誘導を含む。）  イ　救護地区の設置及び医療資器材の配置  ウ　救護地区及び事故現場周辺等の警備  エ　連絡橋及び制限区域内への入場制限  オ　負傷者数及び搭乗者の把握  カ　遺体仮安置所の設置  キ　制限区域内の誘導  ク　救助用船の手配  (2)　関西空港事務所～(5)　府警察  （略）  (6)　地元市町  ア　消火・救助・救急活動  イ　救護地区の設置  ウ　避難勧告・指示・誘導  エ　遺体安置所の設置  (7)　医療関係機関, (8)　日本赤十字社大阪府支部  （略）  (9)　西日本電信電話株式会社  　　　　通信手段の確保  (10)　関西国際空港消火救難協力隊  （関西国際空港緊急計画の対象範囲内の場合）  （略）  第４　八尾空港  （略）  第５　その他の地域    空港及びその周辺以外の地域において災害が発生した場合には、府、市町村をはじめ防災関係機関は、空港事務所と緊密な連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。    別図３〔連絡系統図　八尾空港〕    第３節　鉄道災害応急対策  鉄軌道事業者及び府、市町村その他の防災関係機関は、列車の衝突等の大規模事故による災害が発生した場合には、相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。  なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。  第１　府の組織動員  （略）  第２　情報収集伝達体制  大規模事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達は、次により行う。    １　情報収集伝達経路  (1)　鉄道事業者  （略）  (2)　軌道事業者  府警察  消防庁  軌  道  事  業  者    運輸局  市町村  消防本部  大阪府  道路環  境課  危機管  理室  ２　収集伝達事項  （略）  第３　鉄軌道事業者の災害応急対策  （略）  第４節　道路災害応急対策  （略）    第５節　危険物等災害応急対策  防災関係機関は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危害防止を図る。  なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。  第１　府の組織動員  （略）  第２　危険物災害応急対策  １　通報連絡体制  （略）  ２　市町村、府  (1)　市町村（消防本部）は、関係機関と密接な連絡をとるとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講ずる。  (2)　市町村（消防本部）は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、災害の拡大を防止するため、自衛消防組織等による災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携等必要な措置を講ずるよう指導する。  (3)　市町村は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。  ３　府警察  （略）  ４　事業者  (1)　危険物による大規模な事故が発生した場合、市町村（消防本部）にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。  (2)　危険物による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。  第３　高圧ガス災害応急対策～第６　管理化学物質災害応急対策    （略）  第６節　高層建築物、地下街、市街地災害応急対策    （略）  第７節　林野火災応急対策  市町村をはじめとする防災関係機関は、林野において火災が発生するおそれがある場合は、火災警戒活動を実施する。大規模な林野における火災が発生した場合には、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火活動等を実施するものとする。また、関係機関は、迅速かつ組織的に対処し人家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。  なお、府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害等応急対策実施要領」の定めるところによる。  第１　府の組織動員～第３　防災関係機関等の活動体制    （略）  第４　火災通報等  １　通報基準    （略）  ２　通報連絡体制  林野における火災の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。  林野火災時の通報系統図  みどり推進室  第５　火災の警戒    （略） |

| 府地域防災計画（平成26年3月） | 今回変更 |
| --- | --- |
| 第１節　復旧事業の推進    （略）  第２節　被災者の生活確保  府及び市町村は、被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付、職業のあっせん、住宅の確保等を行う。  第１　災害弔慰金等の支給  １　災害弔慰金及び災害障害見舞金  市町村は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところにより支給する。  (1)　暴風、豪雨その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。  ア　１つの市町村において５世帯以上の住家が滅失した災害  イ　府域において災害救助法が適用された市町村が１つ以上ある災害  　　ウ　府域において住家が５世帯以上滅失した市町村が３つ以上ある場合の災害  エ　災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が２つ以上ある場合の災害  (2)　次の場合、支給を制限する。  ア　死亡又は障害が、故意または重大な過失による場合  　　イ　別に厚生労働大臣が定める給付金が支給される場合  (3)　災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）のいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。  　　 　 ただし、兄弟姉妹にあっては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合に限る。  (4)　災害障害見舞金は、法律第８条に規定される障がいを受けた者に対して支給する。  第２　災害援護資金・生活資金等の貸付～第６　住宅の確保等    （略）  第７　被災者生活再建支援金    １　被災者生活再建支援金の支給    （略）  ２　被災者生活再建支援制度の概要  (1)　被災者生活再建支援法の目的～(4) 支給金額    （略）  (5)　支援金支給の仕組み  実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは次図のとおり。  被災者生活再建支援金支給までの仕組みを図化したもの  第３節　中小企業の復旧支援    （略）    第４節　農林漁業関係者の復旧支援    （略）    第５節　ライフライン等の復旧  　災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別等の復旧予定時期を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指す。  １　上水道・工業用水道（市町村、大阪広域水道企業団）, ２　下水道（府、市町村）  （略）  ３　電力（関西電力株式会社）  (1)　復旧計画  ア　被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。  イ　復旧計画の策定に当たっては、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う計画を立てる。  ウ　設備復旧後の送電を開始する際は、十分な点検を行い、感電事故、漏電火災などの二次災害の防止に努める。  (2)　広報  （略）  ４　ガス（大阪ガス株式会社）～９　道路（近畿地方整備局、府、市町村）  （略） | 第１節　復旧事業の推進    （略）  第２節　被災者の生活確保  府及び市町村は、被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付、職業のあっせん、住宅の確保等を行う。  第１　災害弔慰金等の支給  １　災害弔慰金及び災害障害見舞金  市町村は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところにより支給する。  (1)　暴風、豪雨その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。  ア　１つの市町村において５世帯以上の住家が滅失した災害  イ　府域において災害救助法が適用された市町村が１つ以上ある災害  　　ウ　府域において住家が５世帯以上滅失した市町村が３つ以上ある場合の災害  エ　災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が２つ以上ある場合の災害  (2)　次の場合、支給を制限する。  ア　死亡又は障害が、故意または重大な過失による場合  　　イ　別に内閣総理大臣が定める給付金が支給される場合  (3)　災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）のいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。  　　 　 ただし、兄弟姉妹にあっては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合に限る。  (4)　災害障害見舞金は、法律第８条に規定される障がいを受けた者に対して支給する。  第２　災害援護資金・生活資金等の貸付～第６　住宅の確保等    （略）  第７　被災者生活再建支援金    １　被災者生活再建支援金の支給    （略）  ２　被災者生活再建支援制度の概要  (1)　被災者生活再建支援法の目的～(4) 支給金額    （略）  (5)　支援金支給の仕組み  実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは次図のとおり。  被災者生活再建支援金支給までの仕組みを図化したもの  (公財)  第３節　中小企業の復旧支援    （略）  第４節　農林漁業関係者の復旧支援    （略）    第５節　ライフライン等の復旧  　災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別等の復旧予定時期を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指す。  １　上水道・工業用水道（市町村、大阪広域水道企業団）, ２　下水道（府、市町村）    （略）  ３　電力（関西電力株式会社）  (1)　復旧計画  ア　被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。  イ　復旧計画の策定に当たっては、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、指定避難所を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う計画を立てる。  ウ　設備復旧後の送電を開始する際は、十分な点検を行い、感電事故、漏電火災等の二次災害の防止に努める。  (2)　広報  （略）  ４　ガス（大阪ガス株式会社）～９　道路（近畿地方整備局、府、市町村）  （略） |

| 府地域防災計画（平成26年3月） | 今回変更 |
| --- | --- |
| 第１節　復興に向けた基本的な考え方  （略）  第２節　府における復興に向けた組織・体制整備  第１　復興対策本部の設置  府は、大規模災害からの復興を推進するため特別の必要があると認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。  復興対策本部は、被害の状況、被災地域の特性等を勘案しながら、復興の基本方針及び復興計画を策定し、復興にむけた全体像を府民に明確に示すとともに、復興事業を計画的に推進する。  なお、復興対策本部は、復興事業を長期的、かつ計画的に実施していく組織であり、災害の応急対策、復旧対策を実施する災害対策本部とは、その目的、機能を異にする。しかしながら、復興対策は、被災後の応急対策、復旧対策から質的に変化しながら連続的に実施していくものであり、災害対策本部が実施する事務事業で、復興に関係するものについては、両本部が緊密に連携して推進していく。  〔組織〕  本部長　　知事  副本部長　副知事、政策企画部長  本部員　　危機管理監、報道監、危機管理室長、企画室長、総務部長、財務部長、府民文化部長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長、警察本部副本部長  上記に加え、災害の状況に応じ、本部長が必要と認める者を本部員として指名することができる。  なお、災害の状況に応じ、現地復興対策本部の設置を検討する。  第２　関係機関との調整  （略）  第３節　府における復興計画等の策定  第１　基本方針（基本方向）の決定  府は、大規模災害を受けた地域において、被害の状況、被災地域の特性等を踏まえ、長期的かつ計画的に復興が図られるよう、被災後速やかに「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第９条に基づく都道府県基本方針を定め、遅滞なく、公表するとともに、関係市町村長に通知し、かつ、内閣総理大臣に報告する。  また、基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。  １　大規模災害からの復興の目標に関する事項  ２　大規模災害からの復興のために、府が実施すべき施策に関する方針  ３　府における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項  ４　その他、大規模災害からの復興に関し必要な事項  第２　復興計画の策定  府は、迅速に復興が図られるよう復興における最上位計画として復興計画を策定する。この復興計画では、国の復興基本方針、及び府の復興基本方針に即して、基本理念や基本目標など復興の全体像を府民に明らかにする。なお、被災地域を区域とする市町村が「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基づく復興計画を定める場合には、当該市町村の希望に応じて共同して定めるものとする。  また、地域が一体となって復興を進めるためには、地域の合意形成が必要不可欠であることから、復興計画の策定に当たっては、専門的知見を有する有識者に意見を求めるとともに、市町村、住民、事業者等から幅広く意見を聴くこととし、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進に努めるものとする。  併せて、関西広域連合の復興計画等と整合を図るものとする。  第３　復興計画の内容, 第４　復興財源の確保  （略）  第４節　市町村における復興に向けた取組み  １　市町村は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。  ２　市町村は、迅速に復興が図られるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基づく復興計画を定めることができる。  復興計画の策定にあたっては、国の復興基本方針、及び府の復興基本方針に即して、府と共同して定めることができる。  また、市町村は、関西広域連合の「関西復興戦略」など、関係機関の計画等やそれに基づく取組みとも整合が図れるよう調整する。  ３　市町村は、復興計画を定める場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を住民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について、定めるものとする。また、計画の策定課程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努めるものとする。  (1)　復興計画の区域  (2) 復興計画の目標  (3) 被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項  (4) 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項  (5) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項  (6) 復興計画の期間  (7) その他復興事業の実施に関し必要な事項  第５節　関西広域連合における復興に向けた取組み  （略） | 第１節　復興に向けた基本的な考え方  （略）  第２節　府における復興に向けた組織・体制整備  第１　復興対策本部の設置  府は、大規模災害からの復興を推進するため特別の必要があると認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。  復興対策本部は、被害の状況、被災地域の特性等を勘案しながら、復興の方針及び復興計画を策定し、復興にむけた全体像を府民に明確に示すとともに、復興事業を計画的に推進する。  なお、復興対策本部は、復興事業を長期的、かつ計画的に実施していく組織であり、災害の応急対策、復旧対策を実施する災害対策本部とは、その目的、機能を異にする。しかしながら、復興対策は、被災後の応急対策、復旧対策から質的に変化しながら連続的に実施していくものであり、災害対策本部が実施する事務事業で、復興に関係するものについては、両本部が緊密に連携して推進していく。  〔組織〕  本部長　　知事  副本部長　副知事、政策企画部長  本部員　　危機管理監、報道監、危機管理室長、企画室長、総務部長、財務部長、府民文化部長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長、警察本部副本部長  上記に加え、災害の状況に応じ、本部長が必要と認める関係者に対して、復興対策本部会議への出席を求めることができる。  なお、災害の状況に応じ、現地復興対策本部の設置を検討する。  第２　関係機関との調整  （略）  第３節　府における復興計画等の策定  第１　復興方針の策定  府は、大規模災害を受けた地域において、被害の状況、被災地域の特性等を踏まえ、長期的かつ計画的に復興が図られるよう、被災後速やかに「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第９条に基づく都道府県復興方針を定め、遅滞なく、公表するとともに、関係市町村長に通知し、かつ、内閣総理大臣に報告する。  また、基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。  １　大規模災害からの復興の目標に関する事項  ２　大規模災害からの復興のために、府が実施すべき施策に関する方針  ３　府における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項  ４　その他、大規模災害からの復興に関し必要な事項  第２　復興計画の策定  府は、迅速に復興が図られるようとして復興計画を策定する。この復興計画では、国の復興基本方針、及び府の復興方針に即して、基本理念や基本目標など復興の全体像を府民に明らかにする。なお、被災地域を区域とする市町村が「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基づく復興計画を定める場合には、当該市町村の希望に応じて共同して定めるものとする。  また、地域が一体となって復興を進めるためには、地域の合意形成が必要不可欠であることから、復興計画の策定に当たっては、専門的知見を有する有識者に意見を求めるとともに、市町村、住民、事業者等から幅広く意見を聴くこととし、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進に努めるものとする。  併せて、関西広域連合の復興計画等と整合を図るものとする。  第３　復興計画の内容, 第４　復興財源の確保  （略）  第４節　市町村における復興に向けた取組み  １　市町村は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。  ２　市町村は、迅速に復興が図られるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基づく復興計画を定めることができる。  復興計画の策定にあたっては、国の復興基本方針、及び府の復興方針に即して、府と共同して定めることができる。  また、市町村は、関西広域連合の「関西復興戦略」や「大阪府震災復興都市づくりガイドライン」等、関係機関の計画等やそれに基づく取組みとも整合が図れるよう調整する。  ３　市町村は、復興計画を定める場合、基本理念や基本目標等、復興の全体像を住民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について、定めるものとする。また、計画の策定課程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努めるものとする。  (1)　復興計画の区域  (2) 復興計画の目標  (3) 被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項  (4) 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項  (5) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項  (6) 復興計画の期間  (7) その他復興事業の実施に関し必要な事項  第５節　関西広域連合における復興に向けた取組み  （略） |